

大阪市大正区告示第16号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和6年5月31日

大阪市大正区長 古川 吉 隆

本 籍	不 詳
住 所	不 詳
氏 名	不 詳
年 齢 ・ 性 別	年 齢：推 定 54 歳 性 別：男
人 相 ・ 特 徴	不 詳
着 衣	不 詳
遺 留 金 品	金 16,072 円
発見日時・場所	不 詳
死亡日時・場所	不 詳
死 因	不 詳
処 置	平成 17 年 8 月 12 日 小林斎場にて火葬に付する
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（大正区役所保健福祉課）

（令和6年5月31日掲示済）